（仮称）習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例（案）における禁止行為・過料のイメージ図

市内全域

禁止行為

①ポイ捨て等

・たばこの吸い殻、ペットボトル、缶、瓶、紙くず、一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物
・愛玩動物のふん
・餌の残さ
等を回収容器その他の定められた場所以外の場所に放置し、又は捨てること及び定められた方法によらずに処理し、放置し、又は捨てること

②生活環境が損なわれる給餌

次のいずれかにより生活環境が損なわれている事態（複数の市民等又は公共の場所の管理者から苦情又は相談があり、周辺地域の住民の間で共通の認識となっているもの）を生じさせている給餌。

・給餌による餌を目当てに集まる動物の鳴き声その他の音
・給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集まる動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気
・給餌による餌を目当てに集まる動物の毛又は羽毛の飛散
・給餌による餌を目当てに集まる動物の威嚇行為又は破壊行為

→ 指導

○回収容器の未設置等（容器飲料を自動販売機により販売する者）

→ 指導

重点区域内

過　料

①ポイ捨て等

②生活環境が損なわれる給餌

→ 指導 → 過料

重点区域：ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所
※市内７駅で駅舎を中心とした 300 メートルの範囲を想定【習志野市受動喫煙防止に関する条例と同様の区域】
（７駅：JR 津田沼駅、JR 新習志野駅、新京成新津田沼駅、京成津田沼駅、京成谷津駅、京成大久保駅、京成実籾駅）